

遊 漁 規 則

氣田川漁業協同組合

氣田川漁業協同組合

内共第25号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、気田川漁業協同組合が免許を受けた内共第25号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、うなぎ、にじます、あまご、うぐい及びおいかわ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において、第6条の遊漁料を納付することにより、遊漁の承認を受けることができる。

(漁具・漁法の制限及び遊漁期間)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ、イ欄の漁具・漁法により、ウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければならぬ。

ア 魚種	イ漁具・漁法	ウ 規 模	エ 区 域	オ 期 間
あ ゆ	友 釣	イカリ針1段4本以内、又はチラシ針3本・長さ7cm以内	全 区 域	6月1日から 12月31日まで
	餌 釣	針3本以内	気田川（天春橋下流端から下流の区域）	8月15日から 12月31日まで
			上記以外の区域	9月1日から 12月31日まで
	ド ブ 釣 (石川釣)	針3本以内	全 区 域	6月1日から 12月31日まで
	流し毛針 釣 (瀬 釣)	針3本以内	全 区 域	9月1日から 12月31日まで
う な ぎ	餌 釣	針1本	全 区 域	3月1日から 9月30日まで
にじま す	餌 釣	針1本	熊切川（敷原堰堤上流端から上流の区域）	3月1日から9月30日までの日曜日と祝日
			上記以外の区域	1月1日から12月15日
	和式毛針 釣 (テンカラ)	針1本	熊切川（敷原堰堤上流端から上流の区域）	3月1日から9月30日までの日曜日と祝日
			上記以外の区域	1月1日から12月15日
	フ ラ イ 釣	針1本	熊切川（敷原堰堤上流端から上流の区域）	3月1日から9月30日までの日曜日と祝日
			気田川（春野町気田、気田川橋下流端から下流の区域）	1月1日から3月31日 10月1日から12月15日
			上記以外の区域	1月1日から12月15日

ア魚種	イ漁具・漁法	ウ 規 �模	エ 区 域	オ 期 間
あまご	餌釣	針1本	熊切川（敷原堰堤上流端から上流の区域）	3月1日から9月30日までの日曜日と祝日
			上記以外の区域	3月1日から9月30日まで
	和式毛針釣 (テンカラ)	針1本	熊切川（敷原堰堤上流端から上流の区域）	3月1日から9月30日までの日曜日と祝日
			上記以外の区域	3月1日から9月30日まで
	流し毛針釣 (瀬釣)	針3本以内	熊切川（敷原堰堤上流端から上流の区域）	3月1日から9月30日までの日曜日と祝日
			上記以外の区域	3月1日から9月30日まで
	フライ釣	針1本	熊切川（敷原堰堤上流端から上流の区域）	3月1日から9月30日までの日曜日と祝日
			気田川（春野町気田、気田川橋下流端から下流の区域）	3月1日から5月31日まで
			上記以外の区域	3月1日から9月30日まで
うぐい	餌釣	針1本	全 区 域	周 年
	流し毛針釣 (瀬釣)	針3本以内	全 区 域	周 年
おいかわ	餌釣	針1本	全 区 域	周 年
	流し毛針釣 (瀬釣)	針3本以内	全 区 域	周 年

(禁漁区)

第3条の2 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄の漁具・漁法により、ウ欄の区域内において、工欄の期間中遊漁をしてはならない。

ア 魚 種	イ 漁具・漁法	ウ 区 域	工 期 間
あまごにじます を除く全魚種	全漁具 ・漁法	熊切川、敷原堰堤上流端から上流の区域及び中山川、松沢堰堤上流端から上流の区域	周 年
全魚種	全漁具 ・漁法	浜松市天竜区水窪町、中部電力株式会社豊岡堰堤上流端から上流へ 100m、下流端から下流へ 100mに至る区域	周 年
		浜松市天竜区春野町、中部電力株式会社気田堰堤上流端から上流へ 100m、下流端から下流へ 100mに至る区域	周 年
		浜松市天竜区水窪町、電源開発株式会社門桁取水堰堤上流端から上流へ 100m、下流端から下流へ 100mに至る区域	周 年
		浜松市天竜区春野町、気田頭首工本体及び同頭首工から下流へ 20mに至る地域	周 年

2 あゆ友釣専用区を次のとおり設けるものとする。ただし、児童又は生徒を対象とした釣り教室等を開催する場合、事前に組合へ届け出た場合のみア欄の魚種及びイ欄の漁具・漁法を変更することができる。

ア 魚 種	イ 漁具・漁法	ウ 区 域	工 期 間
あ ゆ	友釣を除く全漁具・漁法	熊切川、春野町長蔵寺字落石地内から下流、小島橋上流端に至る区域	6月1日から 9月30日まで
		杉川、宮下橋下流端から下流、杉川橋上流端に至る区域	6月1日から 9月30日まで
		気田川、平木大橋下流端から下流、久里崎橋上流端に至る区域	6月1日から 9月30日まで
		気田川、前島橋下流端から下流、一草橋下流端から下流へ 300mに至る区域	6月1日から 9月30日まで
		気田川、秋葉橋下流端から下流、天春橋上流端に至る区域	6月1日から 9月30日まで
		気田川、小川字ヤナゼ地内から下流、門原砂利採取場に至る区域	6月1日から 9月30日まで
		気田川、小川松間河内川合流点から下流、小川中島(消防進入路)に至る区域	6月1日から 9月30日まで

(全長制限)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれ、イ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
あ ゆ	10 cm
あ ま ご	12 cm
に じ ま す	12 cm
う な ぎ	30 cm

(釣大会のための遊漁の制限)

第5条 組合が釣大会を開催するため一定期間、一定区域における遊漁を制限した場合は、これに従わなければならない。

2 組合は、前項の制限をしようとする場合は、その10日前までにその旨を公表しなければならない。

3 前項の公表は、この組合の掲示場に掲示し、かつ、静岡新聞に掲載してこれをする。

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、(1)の場合、中学生以下は無料、身体障害者福祉法上の身体障害者は2分の1の額とする。

(1) 遊漁の場合

魚種	区域	遊漁料	
		1日	1年
あゆ	全区域	1,500	7,000
	熊切川、敷原堰堤上流端から上流の区域	3,000	-
にじます	上記以外の区域	1,500	7,000
	熊切川、敷原堰堤上流端から上流の区域	3,000	-
あまご	上記以外の区域	1,500	7,000
	全区域	500	-
うなぎ	全区域	500	-
うぐい	全区域	500	-
おいかわ	全区域	500	-

(2) 大会の場合

大会名	参 加 料		
	大人	中学生、身体障害者、満70歳以上の者、女性	小学生以下
あゆ友釣大会	2,000円	1,500円	800円
にじます釣大会	3,000円	1,500円	800円
あまご釣大会	3,000円	1,500円	800円

2 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に、納付することができるが、その場合には所定の遊漁料に1,000円を加算した額とする。

- (1) 気田川漁業協同組合事務所（浜松市天竜区春野町堀之内 1010-2）
- (2) 北村オトリ店（浜松市天竜区小川 1381）
- (3) 高辻オトリ店（浜松市天竜区小川 1238）
- (4) 河村オトリ店（浜松市天竜区春野町領家 899）
- (5) しばらく（暫）（浜松市天竜区春野町堀之内 744-1）
- (6) 鈴木登喜夫（浜松市天竜区春野町堀之内 736-2）
- (7) 中道オトリ店（浜松市天竜区春野町宮川 1483-2）
- (8) 沢奥オトリ店（浜松市天竜区春野町宮川 1715-3）
- (9) 松井オトリ店（浜松市天竜区春野町宮川 2310）
- (10) 杉浦オトリ店（浜松市天竜区春野町豊岡 2429-1）
- (11) 鈴木屋（浜松市天竜区春野町杉 377-1）
- (12) 杉浦和夫（こなや）（浜松市天竜区春野町堀之内 29-1）
- (13) ローソン天竜山東店（浜松市天竜区山東 1934-1）
- (14) 上州屋キャンベル浜北店（浜松市浜北区小林 1468-1）
- (15) 蜻釣具店（浜松市浜北区宮口 3927-26）
- (16) (有)東海つり具（浜松市中区上島 5丁目 15-31）

- (17) 上州屋浜松店（浜松市中区上島 6 丁目 2-25）
- (18) 倉イシグロ高林店（浜松市中区高林 4 丁目 8-13）
- (19) 倉イシグロ入野店（浜松市中区入野 943-3）
- (20) 池川釣具店（浜松市中区下池川町 21-7）
- (21) 釣具センター山内浜松店（浜松市中区池町 221-10）
- (22) ませ釣具店（浜松市東区和田町 177）
- (23) 釣具センター山内磐田店（磐田市国府台 98-3）
- (24) 竹内釣具店（磐田市二之宮 1692-1）
- (25) 倉イシグロ磐田店（磐田市見付 236-1）
- (26) 高川釣具店（掛川市中央 2 丁目 4-26）
- (27) 倉イシグロ掛川店（掛川市大池 2986-1）
- (28) かめや釣具掛川店（掛川市葛川 452-1）
- (29) かめや釣具袋井店（袋井市堀越 3 丁目 6-6）

（遊漁証に関する事項）

第7条 組合は、第2条の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁証を見やすいところに着用し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

（違反者に対する措置）

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

（場所取りの禁止）

第11条 解禁日以前に、有人でかつ、使用する釣竿以外での場所取りは、禁止する。これに違反した場合は、組合において、場所取りした者の同意を得ずに撤去できるものと

する。

- 2 解禁後においても場所取りとなる行為を一切禁止する。脚立・踏み台等の使用は、あく釣時のみ許可し、場所取りに使用する事を禁止する。

(附 則)

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

この規則は、令和6年1月1日から施行する。